

会 費 等 規 程

令和 3 年 6 月 23 日 最終改定

一般社団法人 JBN・全国工務店協会

会費等規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人 J B N ・ 全国工務店協会（以下「当法人」と言う。）の運営にあたり、会員が負担すべき会費並びに賛助金、寄付金等について定めることを目的とする。

第2条（会費の納付）

入会を希望する者は、入会が承認を受けた後、年会費を当法人が指定した期日までに当法人が指定する金融機関口座に振り込むことにより入会となる。

第3条（年会費）

会員は、事業年度（毎年4月1日より翌年3月31日とする。）毎に年会費を負担する。

2. 事業年度における年会費額は、以下のとおりとする。

- | | | |
|--|--------------------|-------------------|
| (1) 正 会 員 | (一律) | 金、24,000 円 |
| (2) 関連事業者会員 | | |
| 1) 設計事務所会員のみ | | 金、24,000 円 |
| 2) 不動産事業者会員のみ | | 金、24,000 円 |
| 3) 流通・販売事業者会員 | (第一種会員 年商 50 億円未満) | 金、60,000 円 |
| | (第二種会員 年商 50 億円以上) | 金、120,000 円（一口以上） |
| 4) 商社・メーカー会員 | (第一種会員 年商 50 億円未満) | 金、60,000 円 |
| | (第二種会員 年商 50 億円以上) | 金、120,000 円（一口以上） |
| 5 4) 関連事業者会員が、正会員要件を満たし地域工務店として入会する場合は、正会員会費以外に別途関連事業者会員会費を納入する。 | | |
| (3) 連携団体会員 | | 金、30,000 円 |
| (4) 賛助会員 | | |
| 1) 建設事業者会員 | | 金、30,000 円 |
| 2) 支援事業者会員 | | 金、60,000 円 |

- | | |
|----------|----|
| (5) 名誉会員 | 無料 |
|----------|----|

3. 会員が事業年度の途中に入会する場合は、入会月より事業年度末（3月31日）までの、期間について前項に規定する年会費を月割計算（1か月に満たない場合は、1か月とする。）により支払うものとする。

4. 会員は、当法人が指定した期日までに年会費を当法人の指定する金融機関口座に振り込むものとする。

5. 連携団体会員に属する正会員にあっては、連携団体会員が承諾した場合は、当法人への振り込みに代えて連携団体会員を通じて支払うことができる。

第4条（臨時会費）

当法人は、当法人の収支状況に鑑み、代議員総会の議決に基づき、会員から臨時に会費を徴収することができる。

第5条（基金・寄付金）

当法人の行う事業に際し会員又は第三者から、基金・寄付金を募ることができる。

2. 基金・寄付金は、その使途用途を明確にし、他の用途に使用することはできない。
3. 基金・寄付金の募集、寄付金額等については、理事会で定める。尚、会員種別に応じ一律に寄付金を徴収する場合は、代議員総会の議決を要する。

第6条（賛助金等の返還）

当法人の正会員及び当法人の運営に協力し、目的等を限定して拠出を募り、納付された会員又は第三者からの賛助金等が、当法人の都合で、その目的の履行ができない場合に限り、当該賛助金を全額返還する。

第7条（代議員運営会費）

代議員は、当法人の事業運営、組織発展に寄与することを目的に、理事会が納付を求める旨を決議した場合は次の代議員運営会費を第3条の年会費とは別に納付する。

代議員運営会費 金、36,000 円／名・年

2. 理事会は、本会費の納付を求める場合は事業年度の開始前にその旨を決議し、代議員に通知しなければならない。
3. 代議員運営会費の納付は、次のいずれかによる。
 - （ア）代議員本人による。
 - （イ）連携団体会員の負担による。
4. 代議員が任期中に、都合により退任をする場合、既納の代議員運営会費は、これを返納しない。

【附 則】

平成 24 年 10 月 16 日	（施 行）
平成 27 年 6 月 5 日	（一部改訂）
平成 28 年 6 月 22 日	（一部改定）
平成 29 年 6 月 28 日	（一部改定）
平成 30 年 6 月 29 日	（一部改定）
令和 3 年 6 月 23 日	（一部改定）

別表1 会費一覧

会員種別			要 件	年会費 (一口)
正 会 員	第一種正会員		1. 連携団体に所属する会員であること。 2. 建設業許可を受けていること。 3. 建築工事業と大工工事業のいずれか又は両方に係る建設業許可を受けていること。 4. 住宅瑕疵担保責任保険、かつ、リフォームかし保険の事業者登録が可能な者。	24,000 円
	第二種正会員		1. 連携団体に所属する会員であること。 2. 5 年以内に建築工事業と大工工事業のいずれか又は両方に係る建設業許可を受ける見込みのある者。 3. 住宅瑕疵担保責任保険、かつ、リフォームかし保険の事業者登録が可能な者。 4. (登録) 住宅リフォーム事業者団体の構成員は会員規約別表 2 の住宅リフォーム工事の種類に応じた資格者が常勤する者、若しくは、その他住宅リフォーム事業を適正に行うと認められる者。	24,000 円
	第三種正会員		第三種会員は、所属する主たる連携団体会員の役員経験者で、第一種会員の要件を満たし、工務店運営や建築技術等に於いて特に高い知見を有する者として連携団体会員の推薦を受け、第三種会員の申請がなされ理事会の承認を得た者で、当法人の業務の執行・運営に携わる者をいう。	24,000 円
関 連 事 業 者 会 員	設計事務所会員		当法人の目的に賛同し、協力、共存、共栄を図る設計事務所。	24,000 円
	不動産事業者会員		当法人の目的に賛同し、協力、共存、共栄を図る不動産事業者。	24,000 円
	流通・販売 会員	第一種会員	当法人の目的に賛同し、協力、共存、共栄を図る流通・販売業者で年商 50 億円未満の事業者。	60,000 円
		第二種会員	当法人の目的に賛同し、協力、共存、共栄を図る流通・販売業者で年商 50 億円以上の事業者。	120,000 円 (一口以上)
	商社・メー カー会員	第一種会員	当法人の目的に賛同し、協力、共存、共栄を図る商社、メーカー等で年商 50 億円未満の事業者。	60,000 円
		第二種会員	当法人の目的に賛同し、協力、共存、共栄を図る商社、メーカー等で年商 50 億円以上の事業者。	120,000 円 (一口以上)
連携団体会員			当法人の目的に賛同し、各地域において当法人の事業の推進を図る法人又は団体をいう。	30,000 円
賛 助 会 員	建設事業者会員		当法人の目的に賛同し、協力、共存、共栄を図る定款第 3 条に定義する地域工務店を除く建設事業者をいう。	30,000 円
	支援事業者会員		当法人の目的に賛同し支援する公的機関又は、NPO 等の法人又は団体。	60,000 円
名誉会員			JBN に特段の功績のある個人で理事会において承認された者。	無料
代議員運営会費			定款に定める各選挙区選出の代議員。	36,000 円